○総務省告示第二百七十五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第八条第一項の規定に基づき、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局について同時に有効期限が満了するよう総務大臣が別に告示で定める日を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行する。

なお、平成七年郵政省告示第百九十八号（コミュニティ放送を行う放送局について同時に有効期限が満了するよう郵政大臣が別に告示で定める日を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

平成二十七年十一月一日及びその後五年ごとの十一月一日とする。

○総務省告示第二百七十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十三条の三第一項の規定に基づき、基幹放送局の事業計画の変更の届出に関する事項を次のように定め、平成二十三年六月三十日から施行することとしたので、告示する。

なお、昭和五十一年郵政省告示第二百十七号（放送局の事業計画の変更の届出に関する事項）は、廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

届出を要する事項は、無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第六条第一項各号、第二項各号、第三項各号、第五項各号、第六項各号又は第七項各号に掲げる事項（日本放送協会（以下「協会」という。）及び特定地上基幹放送事業者（協会及び放送大学学園（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。以下同じ。）については、放送番組の編集の基準、放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の審議機関に関する事項を除く。）の変更に係る事項とし、届出は、次の表の上欄の区分に従い、同表の下欄に掲げる提出書類に、その写し一通を添えて遅滞なく提出して行うものとする。

区分	提出書類
一　経営形態及び資本又は出資の額	変更後の定款又は寄附行為
二　主たる出資者及びその議決権の数 三　役員に関する事項 四　基幹放送の業務又は放送法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 五　十分の一を超える議決権を有する者に関する事項 六　十分の一を超える議決権を有する他の基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）に関する事項	一　無線局免許手続規則第四条第二項に規定する様式に変更後の現状を記載し、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの 二　役員に関する事項に変更があった場合には、新たに選任された役員等の履歴書を添えること。
七　週間放送番組の編集に関する事項	四月及び十月の週間放送番組表
八　放送番組の編集に関する基本計画 九　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項 十　その他の事項	変更事項について新旧を対比したもの

○総務省告示第二百七十七号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十五条第十一号の規定に基づき、人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要なものとして総務大臣が別に告示する無線局を次のように定め、平成二十三年六月二十九日から適用する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

無線局の目的が次のいずれかに該当する無線局

一　航空保安用

二　放送事業用（固定局に係るものに限る。）

三　飛行援助用

○総務省告示第二百七十八号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条及び別表第五号第三の三⑵の規定に基づき、登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を次のように定め、平成二十三年六月二十九日から適用する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

第1　無線局（船舶局及び船舶地球局を除く。）の検査実施要領

1　無線従事者の資格及び員数

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
1　選任されている無線従事者の資格及び員数	選任されている無線従事者の免許証によりその資格及び員数を確認する。	資格及び員数が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
2　選任されている無線従事者の従事事実	選任されている無線従事者が、当該無線局に従事しているかどうかについて、無線業務日誌その他の従事の事実が確認できる書類により確認する。	従事の事実がないと確認できるときは、「不可」とする。
3　主任無線従事者を選任している場合は、監督の事実及び主任講習の受講事実	1　選任されている主任無線従事者が、施行規則第34条の5に規定する職務を実施しているかどうかについて、次の書類により確認する。 (1)　無線設備の操作を行う者に対する訓練計画及び訓練の実施の事実が確認できる書類 (2)　その他職務の実施の事実が確認できる書類 2　選任されている主任無線従事者が、施行規則第34条の7の規定による主任無線従事者の講習を受けているかどうかについて、主任無線従事者講習修了証により確認する。	合理的な理由がないにもかかわらず施行規則第34条の5に規定する職務のいずれかを実施していないと確認できるときは、「不可」とする。 有効な主任無線従事者講習修了証を有していないときは、「不可」とする。ただし、主任無線従事者の選任後6ヶ月に満たないときは、この限りではない。

2　法第60条の時計及び備付書類等

検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績
法第60条の時計及び備付書類等		
1　時計	備付けの有無を調べる。	備付けの有無が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。
2　備付書類		
(1)　免許状	備付けの有無等を調べる。	備付けの有無等が法令の規定を満足しないときは、「不可」とする。